

※ 書き方については、裏面参照

- 【注1】産前・産後休暇及び育児休業に関する証明書は事業所の方が記入してください。
- 【注2】記入内容が事実と異なる場合は、保育所(園)等入所(園)内定、及び入所(園)の取り消しをすることがあります。
- 【注3】証明内容については、事業所の発行責任者の方に照会させていただく場合があります。
- 【注4】内容に変更があった時は、再度証明書を提出してください。
- 【注5】入所(園)1ヶ月以内に育児休業を切り上げて復職する必要があります。

保育所(園)名		
児 童 名		
生 年 月 日		

## 産前・産後休暇 及び 育児休業に関する証明書

令和 年 月 日

芦屋市長 宛

事業所所在地

事業所名

代表者名

担 当 者  
所 属 ・ 氏 名

電話番号

下記のとおり、産前・産後休暇 及び 育児休業について証明します。

取 得 者 氏 名	
取 得 者 住 所	
産前産後休暇(予定)期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
出 産 ( 予 定 ) 年 月 日	令和 年 月 日
育 児 休 業 ( 予 定 ) 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
復 帰 後 の 勤 務 日 数	週 日勤務(月平均 日勤務) 休日又は定休日( )
復 帰 後 の 勤 務 ( 予 定 ) 時 間 ※時間短縮勤務時間を含む	時 分 から 時 分 まで ( 曜日 ) 休憩時間を除く1日あたりの実働時間( )時間
	時 分 から 時 分 まで ( 曜日 ) 休憩時間を除く1日あたりの実働時間( )時間
	※時間短縮勤務の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

### ■保護者の育児休業に伴い既に保育所(園)等に入所(園)している児童について

芦屋市では、育児休業期間中であってもすでに入所(園)している児童については、下の子が満1歳に達する日の属する月の月末まで保育を継続できる期間とします。ただし、保護者の希望により、その年度末まで延長することができます。(5月1日までに復職が必要となります。)

就労要件の場合、下の子が4月1日に認可保育施設に入所できなかった場合は、4月1日に育休から復職する必要があります(上の子の保育所入所要件がなくなるため)。

- 【注1】産前・産後休暇及び育児休業に関する証明書は事業所の方がしてください。
- 【注2】記入内容が事実と異なる場合は、保育所(園)等入所(園)内定  
  - ・保育所(園)等名…新規申請の方、待機中の方は空欄で結構です。入所(園)中の方は、通っている保育所(園)等名を記入してください。
  - ・児童名・生年月日…必ず記入してください。
- 【注3】証明内容について、担当者へ照会させていただきます。
- 【注4】内容に変更がございましたら、お知らせください。
- 【注5】入所(園)1ヶ月以内に入所(園)する必要があります。

保育所(園)等名		
児童名	芦屋 花子	
生年月日	H・R〇〇.4.10	

## 産前・産後休暇 及び 育児休業に関する証明書

令和〇〇年 11 月 2 日

芦屋市長 宛

・証明日を必ず記入してください。

事業所所在地 芦屋市大原町〇番〇号

事業所名 株式会社 △△△

・証明内容について、担当者へ照会する場合があります。

代表者名 △△△ △△

担当者 〇〇部△△課  
所属・氏名

電話番号 0797(〇〇〇〇)〇〇〇

下記のとおり、産前・産後休暇 及び 育児休業について証明

出産(予定)年月日、産前産後休暇(予定)、育児休業(予定)期間…出産予定、産前産後休暇予定、育児休業予定の場合は日にちの後に(予定)と記入してください。

取得者氏名	芦屋 花子
取得者住所	芦屋市大原町〇番〇〇-〇号
産前産後休暇(予定)期間	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ~ 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
出産(予定)年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
育児休業(予定)期間	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ~ 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
復帰後の勤務日数	週 5 日勤務(月平均 〇 日勤務) 休日又は定休日(土日祝)
復帰後の勤務(予定)時間 ※時間短縮勤務時間を含む	9 時 〇〇 分から 16 時 〇〇 分まで(月~金曜日) 休憩時間を除く1日あたりの実働時間( 6 )時間
	※時間短縮勤務の期間 時 分 から 時 分 まで( 曜日 ) 休憩時間を除く1日あたりの実働時間( )時間
	※時間短縮勤務の期間 令和〇△年 4 月 10 日 ~ 令和 〇△年 10 月 31 日まで

時間短縮勤務が決まっている場合は記入してください。

### ■保護者の育児休業に伴い既に保育所(園)等に入所(園)している児童について

芦屋市では、育児休業期間中であってもすでに入所(園)している児童については、下の子が満1歳に達する日の属する月の月末まで保育を継続できる期間とします。ただし、保護者の希望により、その年度末まで延長することができます。(5月1日までに復職が必要となります。)

就労要件の場合、下の子が4月1日に認可保育施設に入所できなかった場合は、4月1日に育休から復職する必要があります(上の子の保育所入所要件がなくなるため)。